

令和元年度

第26回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和元年8月9日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の許可について
議案第1号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について

出席委員（16名）

1番	宇治田清治	11番	和田好夫
2番	山本宏一	12番	藤井高
3番	土橋ひさ	13番	廣井伸多
4番	有本太一	15番	吉川松男
6番	坂東紀好	16番	大河内壽一
7番	吉中雅三	17番	山本茂樹
8番	湯川徳弘	18番	谷河績
10番	岩橋章	19番	中村弘

欠席委員（2名）

5番	曾根光彦
14番	辻本傑

出席職員

農業委員会事務局

局	長	東山	雅彦
課	長	奥谷	知彦
副課	長	清瀧	篤樹
班	長	中川	拓哉
事務主査		中村	純也
事務副主任		稲垣	良典
事務副主任		東	健太

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第26回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） 去る7月19日開催の紀伊地区農地相談会、また、7月26日開催の京丹後市への視察研修にご出席された委員の皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

ただいまより、第26回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る7月29日、宇治田委員、有本委員、岩橋委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、曾根委員、辻本委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、吉川委員、大河内委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、8件ありました。内容は全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効

力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が4件ありました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で1件ありました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号の規定する農業用施設の届出が1件ありま

した。

No. 1申請地は東山東地区・・・、山東駅の・・・mに位置します。申請人は、経営面積・・・㎡を有する・・・です。昨年の台風で倒壊した・・・を再度建て直すため、本届出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転届出について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で10件ありました。令和元年7月9日付、29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転届出について説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で16件ありました。令和元年7月9日付、19日付、29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 5は賃貸借権の設定で、No. 4、11、16は使用貸借権の設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の許可について、説明いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、2件ございました。面積は、田が3,253㎡です。

なお、令和元年7月9日付で県知事による認可済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

議案第1号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

No. 1を先議とさせていただきます。・・・お願いします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出がありました。

No. 1・・・年頃より宅地として利用している。こちらについては非農地証明の交付条件（5）の土地であって、（7）及び（9）の条件を満たしていると思われま。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号No. 1について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号No. 1は可決と決定し

ました。

続いて、No. 1以外について

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が6件ありました。

No. 2・・・年以前より宅地として利用している。No. 3・・・年より宅地として利用している。No. 4・・・年頃より山林化している。No. 5・・・年頃より住宅への進入路として利用している。No. 6・・・年頃より宅地として利用している。No. 7・・・年以前より宅地として利用している。

また、No. 4については、非農地証明の交付条件(4)の土地であって、(7)から(9)の条件を満たしていると思われる。No. 4以外については、非農地証明の交付条件(5)の土地であって、(7)及び(9)の条件を満たしていると思われる。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号No. 1以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号No. 1以外は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。

No. 1からNo. 5については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農

地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

No. 4を先議とさせていただきます。・・・お願いします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 4申請地は、岡崎地区・・・、東部サービスセンターの・・・mに位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため、第3種農地に該当します。申請者は、・・・であり、・・・の・・・、・・・、・・・の4つの・・・を統合して、より高度な・・・を提供できる・・・の建築をするために、当該申請地を転用しようとするものです。なお、開発許可申請中で、特定事業許可申請中です。

◆会長(谷河 績) 議案第3号No. 4について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号No. 4は可決と決定しました。

続いて、No. 4以外について。

◆東事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1申請地は、川永地区・・・、川永小学校の・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおりますが、事業規模の拡大に伴い新たな倉庫が必要となったため、自社の・・・の隣接地である当該地を倉庫用地として転用しようとするものです。

No. 2申請地は、小倉地区・・・、県立和歌山高等学校の・・・mに位置し、農用地区域内農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、近隣地で・・・を運営しておりますが、・・・の別館を建築するにあたり、建設地の隣接地である当該申請地を建築資材や重機などの資材置場として転用しようとするものです。また、期間が2年間の一時転用で賃借権設定です。なお、農用地区域内農地であるため現地調査及び事情聴取を行っておりますので、後ほど担当の委員さんから説明があります。

No. 3申請地は、西和佐地区・・・、紀伊風土記の丘から・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、・・・を保管する場所が不足しているため、事務所に隣接する申請地を・・・として転

用しようとするものです。

No. 5申請地は、安原地区・・・、安原小学校の・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。申請者は現在、・・・に住んでいますが、・・・手狭になってきたため、申請者の・・・の所有である当該申請地を・・・として転用しようとするものです。なお、使用貸借権の設定です。

なお、No. 1、2につきましては、宇治田委員、有本委員、岩橋委員と現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので有本委員さん報告願います。

◆4番（有本太一） 去る7月29日、岩橋委員・宇治田委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地は和歌山市・・・、・・・の3筆で面積は・・・㎡です。岩出パイパスより・・・に位置し、申請者は・・・で、資本金・・・円で従業員数はパートを含め・・・名、・・・年に設立され年間売上額・・・円、事業内容は・・・です。申請地・・・に・・・があり、今後の業務拡張に伴って申請地へ倉庫を増築したいとのことです。

雨水は集水後排水管を通して東側既設水路へ放流とのことです。また、六箇井土地改良区の了解を得ています。隣接農地への影響について、2筆あるが同意を得ているとのことです。事業に要する経費について

は、土地・・・円、造成・・・円、建築・・・円程度で・・・でまかなうそうです。完成予定日は許可日から1か年を予定しているとのこと。以上のことから、当許可申請については、特に問題はないと思われませんが、皆様の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。以上報告終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続いてNo. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので岩橋委員さん報告願います。

◆10番（岩橋 章） 議案No. 2について報告します。去る7月29日に、宇治田委員、有本委員と共に、現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地は・・・で、面積は・・・㎡、現況は畑で、農用地区域内にあります。転用目的は資材置場に一時転用したいとのこと。申請者は・・・です。・・・年・・・月・・・日設立で、従業員・・・人、・・・などの・・・を行っています。

申請に至った理由ですが、申請地の・・・に・・・の別館を建設するために、この土地を建築資材・重機・作業員の車の置場、仮設事務所などに利用したいとのこと。なお、別館は・・・で総面積は・・・㎡、・・・は・・・人です。

転用の期間は2年間で、賃貸借権設定です。終了後、農地へ原状回復を行うとのこと。事情聴取でも再度確認しました。排水は、素堀側溝から素堀枡へ溜めたあと、南側の既設集水枡へ放流するとのこと。隣地農地、土地改良区の同意を得ています。特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重な審議をお願いします。以上報告終わり

ます。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第3号No. 4以外について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が7件ございました。

賃借権が1件、使用賃借権が6件の設定です。賃借期間は議案書のとおりです。

面積は、田が14, 505㎡です。

また、その内農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は、田が4, 221㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案については以上です。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第26回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

13時22分 閉会